

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設	
税 目	法人税、所得税	
要 望 の 内 容	<p>試験研究等を目的とする独立行政法人（試験研究等独法）への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。</p> <p>※ 独立行政法人とは、公共性の高い事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間の主体に委ねると実施されないおそれがあるものを実施する主体である。</p> <p>※ 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（研究開発力強化法）では、同法における「研究開発法人」とは、独立行政法人であって、研究開発等、研究開発であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓蒙及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして同法別表に掲げるものとしている（32法人）。</p>	
	減収見込額 （平年度）	765 百万円 （－）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
理
由

(1) 政策目的

試験研究等独法について、自己収入（寄附金受入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。

(2) 施策の必要性

独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）で、独立行政法人の自律化に関する横断的措置として、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化が盛り込まれており、これを税制面から促進する必要がある。

また、研究開発力強化法で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等を規定しており、研究開発分野の資金確保対策が喫緊の課題となっている。

(3) 要望の措置の妥当性

① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか

研究開発強化法の目的（我が国の国際競争力の強化及び研究開発等の効率的な推進のために必要な事項を実施）を踏まえ、事業者等からの資金の受入れの促進を図ることで、研究開発法人の研究開発能力の強化を図ることが必要となっている。本税制措置により科学技術の振興に必要な資源の安定的な配分を実施することが可能となり、合理性がある。

② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか

自己収入の増大を図ることにより、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進することが可能となり、有効性が認められる。

③ 租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか

厳しい財政状況での国による補助金による支援ではなく、試験研究等を目的とする独立行政法人における寄附金等外部資金の積極的な受け入れを促進する本特例措置の方が、研究開発法人における自己収入増大に向けた経営努力を積極的に評価し、更に促すことにつながり相当性がある。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	政策目標 1 1 : ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標 4 3 : 技術研究開発を推進する。
	政策の達成目標	国から独立行政法人への財政支出について、費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。(独立行政法人整理合理化計画(抄))
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	平成 20 年度及び平成 21 年度の税制改正要望において、全ての独立行政法人への寄附金に関し、全額損金算入できる指定寄附金への指定による、抜本的な促進措置の導入(法人税・所得税)を要望。	

